

# 防府市水防計画 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考												
<p><b>第1節 計画の趣旨</b> 第3項 水防実施機関の業務及び責任</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">責 任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（法第3条の6、11条、16条、30条）</td> <td>県知事が指定した河川（柳川・馬刀川）について、下関気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。 また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び<u>水位（情報）周知河川</u>について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。</td> </tr> <tr> <td>気象庁下関地方気象台（法第10条、<u>11条</u>）</td> <td>気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらに必要な応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2節 水防組織</b> 第1項 組織及び事務分担 1 水防本部体制及び事務分担</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">水防長：副市長（水防管理者が委嘱）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">水防本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>（新規）</u></li> <li>・ 総務部長</li> <li>・ 総合政策部長</li> <li>・ <u>（新規）</u></li> <li>・ 生活環境部長</li> <li>・ 健康福祉部長</li> <li>・ 産業振興部長</li> <li>・ 土木都市建設部長</li> <li>・ 消防長</li> <li>・ <u>（新規）</u></li> <li>・ 教育部長</li> <li>・ 上下水道局長</li> <li>・ 議会事務局長</li> </ul> </div> </div>	実施機関	責 任	県（法第3条の6、11条、16条、30条）	県知事が指定した河川（柳川・馬刀川）について、下関気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。 また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び <u>水位（情報）周知河川</u> について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。	気象庁下関地方気象台（法第10条、 <u>11条</u> ）	気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらに必要な応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。	<p><b>第1節 計画の趣旨</b> 第3項 水防実施機関の業務及び責任</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th style="width: 80%;">責 任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（法第3条の6、11条、16条、30条）</td> <td>県知事が指定した河川（柳川・馬刀川）について、下関気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。 また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び<u>水位周知河川</u>について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。</td> </tr> <tr> <td>気象庁下関地方気象台（法第10条）</td> <td>気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらに必要な応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2節 水防組織</b> 第1項 組織及び事務分担 1 水防本部体制及び事務分担</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">水防長：副市長（水防管理者が委嘱）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">水防本部員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災危機管理監</u></li> <li>・ 総務部長</li> <li>・ 総合政策部長</li> <li>・ <u>地域交流部長</u></li> <li>・ 生活環境部長</li> <li>・ 健康福祉部長</li> <li>・ 産業振興部長</li> <li>・ 土木都市建設部長</li> <li>・ 消防長</li> <li>・ <u>教育長</u></li> <li>・ 教育部長</li> <li>・ 上下水道局長</li> <li>・ 議会事務局長</li> </ul> </div> </div>	実施機関	責 任	県（法第3条の6、11条、16条、30条）	県知事が指定した河川（柳川・馬刀川）について、下関気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。 また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び <u>水位周知河川</u> について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。	気象庁下関地方気象台（法第10条）	気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらに必要な応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。	<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>防府市水防本部設置運営要綱改正に伴う修正</p>
実施機関	責 任													
県（法第3条の6、11条、16条、30条）	県知事が指定した河川（柳川・馬刀川）について、下関気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。 また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び <u>水位（情報）周知河川</u> について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。													
気象庁下関地方気象台（法第10条、 <u>11条</u> ）	気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらに必要な応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。													
実施機関	責 任													
県（法第3条の6、11条、16条、30条）	県知事が指定した河川（柳川・馬刀川）について、下関気象台と共同で洪水予報を、単独で水防警報を発令する。 また、市が行う水防活動が、円滑かつ効率的に実施されるよう、的確な指導及び総合調整を行う。水防上緊急を要するときは、水防管理者、市水防団長又は消防長に対して指示をすることができる。また洪水予報河川及び <u>水位周知河川</u> について県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。													
気象庁下関地方気象台（法第10条）	気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所長及び県知事に通知する。また、これらに必要な応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。													

現 行			修 正 案			備 考
(部長) (副部長)	班 (班長)	担当課	部 (部長) (副部長)	班 (班長)	担当課	
本部統括部 (総務部長) (総務部次長)	総括班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課及び各部から指名された職員	本部統括部 (防災危機管理監) (総務部次長)	総括班 (防災危機管理課長)	各部から指名された職員	防府市水防本部設置運営 要綱改正に伴う修正
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		情報整理班 (防災危機管理課長補佐)	防災危機管理課職員	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		情報発信班 (防災危機管理課係長)	防災危機管理課職員	
	被害情報班 (市政なんでも相談課長)	各部から指名された職員		被害情報班 (市政相談課長)	各部から指名された職員	
	避難所統括班 (総務課長)	各部から指名された職員		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		広報班 (情報政策課長)	情報政策課	
総務部 (総務部長) (総務部次長)	総務班 (総務課長)	総務課	総務部 (総務部長) (総務部次長)	総務班 (総務課長)	総務課	
	秘書班 (秘書室長)	総務課秘書室		秘書班 (秘書室長)	総務課秘書室	
	職員班 (職員課長)	職員課		職員班 (職員課長)	職員課	
	広報班 (情報発信課長)	情報発信課 ICT 推進課		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
総合政策部 (総合政策部長) (総合政策部次長)	出張所班 (市民活動推進課長)	各出張所 市民活動推進課	地域交流部 (地域交流部長) (地域交流部次長)	出張所班 (市民活動推進課長)	市民活動推進課	
健康福祉部 (健康福祉部長) (健康福祉部 次長)	要配慮者支援班 (高齢福祉課長)	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課	健康福祉部 (健康福祉部長) (健康福祉部次長)	要配慮者支援班 (高齢福祉課長)	高齢福祉課 障害福祉課	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		子育て支援班 (子育て支援課長)	子育て支援課	
産業振興部 (産業振興部長) (産業振興部次長)	農林水産班 (農林漁港整備課長)	農林水産振興課 農林漁港整備課	産業振興部 (産業振興部長) (産業振興部次長)	農林水産班 (農林漁港整備課長)	農林水産振興課 農林漁港整備課	
土木都市 建設部 (土木都市建設部長) (土木都市建設部次長)	土木班 (河川港湾課長)	道路課 河川港湾課	土木都市建設部 (土木都市建設部長) (土木都市建設部次長)	土木調査班 (土木都市建設部次長)	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興 課・農林漁港整備課から指名された職員	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		道路班 (道路課長)	道路課	
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		河川班 (河川港湾課長)	河川港湾課	
	都市整備班 (都市計画課長)	都市計画課		都市整備班 (都市計画課長)	都市計画課	

現 行			修 正 案			備 考
文教対策部 (教育部長) (教育部次長)	教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課	文教対策部 (教育部長) (教育部次長)	教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課	防府市水防本部設置運営 要綱改正に伴う修正
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課		学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課	
上下水道対策部 (上下水道局長) (上下水道局次長)	水道整備班 (水道整備課長)	水道整備課	上下水道対策部 (上下水道局長) (上下水道局次長)	下水道班 (下水道課長)	下水道課	
消防対策部 (消防長) (消防次長)	消防総務班 (消防総務課長)	消防総務課	消防対策部 (消防長) (消防次長)	消防総務班 (消防総務課長)	消防総務課	
	通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課		通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	表現の適正化
	消防班 (消防署長)	消防署		消防班 (消防署長)	消防署	
	水防団			水防団		
<b>第5節 洪水予報</b>			<b>第5節 洪水予報</b>			表現の適正化
第2項 国の機関が行う洪水予報 2 洪水予報の伝達 防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を <u>県本部</u> 、水防管理者及び防府警察署に通報する。			第2項 国の機関が行う洪水予報 2 洪水予報の伝達 防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を <u>県河川課</u> 、水防管理者及び防府警察署に通報する。			
<b>第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</b>			<b>第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</b>			所要の修正
第2項 国の機関が行う水位情報の通知 (略) (新設)			第2項 国の機関が行う水位情報の通知 (略) <u>避難判断水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。</u>			
第3項 県が行う水位情報の通知 県が指定した <u>河川</u> （柳川・馬刀川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。  <u>避難判断水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。</u>			第3項 県が行う水位情報の通知 県が指定した <u>水位周知河川</u> （柳川・馬刀川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。  <u>氾濫危険水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。</u>			表現の適正化
<b>第7節 水防警報</b>			<b>第7節 水防警報</b>			誤記修正
第2項 県知事が発する水防警報 県知事は、 <u>河川</u> （柳川・馬刀川）については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸（山口南沿岸防府市地先海岸）については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。 (略)			第2項 県知事が発する水防警報 県知事は、 <u>水位周知河川</u> （柳川・馬刀川）については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸（山口南沿岸防府市地先海岸）については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。 (略)			
						表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考																																																		
<p><b>第8節 気象情報連絡及び水位雨量の通報</b></p> <p>第1項 宿日直員の責任 (略)</p> <p>津波注警報、津波警報及び大津波特別警報については、特に迅速な対応が必要なため、宿日直からの連絡を待たずして職員自らがテレビやラジオ、市メールサービスやインターネット等からの情報を収集し参集すること。</p> <table border="1" data-bbox="151 457 1258 1419"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>伝 達 先 (担当課長又は各課指名職員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注 意 報</td> <td>大雨注意報・洪水注意報</td> <td>防災危機管理課・総務課・ICT推進課・河川港湾課</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警 報</td> <td>大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報</td> <td>防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課</td> </tr> <tr> <td>高潮警報・波浪警報</td> <td>防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>防府市災害対策本部設置運営要綱で定める非常体制により各自自主参集</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特 別 警 報</td> <td>大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮</td> <td>市防災計画共通編第3編第1章第1節「市活動体制の確保」で定める第2非常体制配備課</td> </tr> <tr> <td>大津波警報</td> <td>防府市災害対策本部設置運営要綱で定める緊急非常体制により各自自主参集</td> </tr> <tr> <td>市民等から災害報告があった場合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	伝 達 先 (担当課長又は各課指名職員)	注 意 報	大雨注意報・洪水注意報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・河川港湾課	高潮注意報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課	津波注意報	(略)	警 報	大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課	高潮警報・波浪警報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課	(新規)	(新規)	津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める非常体制により各自自主参集	特 別 警 報	大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮	市防災計画共通編第3編第1章第1節「市活動体制の確保」で定める第2非常体制配備課	大津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める緊急非常体制により各自自主参集	市民等から災害報告があった場合	(略)	<p><b>第8節 気象情報連絡及び水位雨量の通報</b></p> <p>第1項 宿日直員の責任 (略)</p> <p>津波注意報、津波警報及び大津波特別警報については、特に迅速な対応が必要なため、宿日直からの連絡を待たずして職員自らがテレビやラジオ、市メールサービスやインターネット等からの情報を収集し参集すること。</p> <table border="1" data-bbox="1418 457 2525 1419"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>伝 達 先 (担当課長又は各課指名職員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注 意 報</td> <td>大雨注意報・洪水注意報</td> <td>防災危機管理課・総務課・河川港湾課</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>防災危機管理課・総務課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警 報</td> <td>大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報</td> <td>防災危機管理課・総務課・農林・漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課・消防本部</td> </tr> <tr> <td>高潮警報・波浪警報</td> <td>防災危機管理課・総務課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>防災危機管理課・総務課・道路課・上下水道局</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特 別 警 報</td> <td>大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報</td> <td>防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集</td> </tr> <tr> <td>大津波警報</td> <td>防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集</td> </tr> <tr> <td>市民等から災害報告があった場合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	伝 達 先 (担当課長又は各課指名職員)	注 意 報	大雨注意報・洪水注意報	防災危機管理課・総務課・河川港湾課	高潮注意報	防災危機管理課・総務課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課	津波注意報	(略)	警 報	大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報	防災危機管理課・総務課・農林・漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課・消防本部	高潮警報・波浪警報	防災危機管理課・総務課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課	大雪警報	防災危機管理課・総務課・道路課・上下水道局	津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集	特 別 警 報	大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集	大津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集	市民等から災害報告があった場合	(略)	<p>誤記修正</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>所要の修正</p> <p>誤記修正</p> <p>配備基準の見直し</p> <p>配備基準の見直し</p>
種 別	伝 達 先 (担当課長又は各課指名職員)																																																			
注 意 報	大雨注意報・洪水注意報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・河川港湾課																																																		
	高潮注意報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課																																																		
	津波注意報	(略)																																																		
警 報	大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課																																																		
	高潮警報・波浪警報	防災危機管理課・総務課・ICT推進課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課																																																		
	(新規)	(新規)																																																		
	津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める非常体制により各自自主参集																																																		
特 別 警 報	大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮	市防災計画共通編第3編第1章第1節「市活動体制の確保」で定める第2非常体制配備課																																																		
	大津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める緊急非常体制により各自自主参集																																																		
市民等から災害報告があった場合	(略)																																																			
種 別	伝 達 先 (担当課長又は各課指名職員)																																																			
注 意 報	大雨注意報・洪水注意報	防災危機管理課・総務課・河川港湾課																																																		
	高潮注意報	防災危機管理課・総務課・農林漁港整備課・農林水産振興課・河川港湾課																																																		
	津波注意報	(略)																																																		
警 報	大雨警報・洪水警報・暴風警報・暴風雪警報	防災危機管理課・総務課・農林・漁港整備課・農林水産振興課・上下水道局・道路課・河川港湾課・都市計画課・消防本部																																																		
	高潮警報・波浪警報	防災危機管理課・総務課・農林漁港整備課・農林水産振興課・道路課・河川港湾課																																																		
	大雪警報	防災危機管理課・総務課・道路課・上下水道局																																																		
	津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集																																																		
特 別 警 報	大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集																																																		
	大津波警報	防府市災害対策本部設置運営要綱で定める第2非常体制により各自自主参集																																																		
市民等から災害報告があった場合	(略)																																																			
<p><b>第10節 水防活動</b></p> <p>第2項 水防非常体制</p> <p>非常事態が切迫して、大規模な水害活動が予想せられ県水防本部から非常指令が発せられたとき又は水防管理者が必要と認めるときは、水防非常体制に移るものとする。ただし、状況に応じては平常勤務から直ちに水防本部を設置し、非常体制に入ることがある。</p> <p><b>第11節 水防解除及び報告</b></p> <p>第1項 水防解除</p> <p>水防警戒の必要がなくなった場合、市は、一般に周知せしめるとともに、防府土木建築事務所長を通じ、<u>県本部</u>に報告するものとする。</p>	<p><b>第10節 水防活動</b></p> <p>第2項 水防非常体制</p> <p>非常事態が切迫して、大規模な水害活動が予想され県水防本部から非常指令が発せられたとき又は水防管理者が必要と認めるときは、水防非常体制に移るものとする。ただし、状況に応じては平常勤務から直ちに水防本部を設置し、非常体制に入ることがある。</p> <p><b>第11節 水防解除及び報告</b></p> <p>第1項 水防解除</p> <p>水防警戒の必要がなくなった場合、市は、一般に周知せしめるとともに、防府土木建築事務所長を通じ、<u>県河川課</u>に報告するものとする。</p>	<p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p>																																																		

現 行	修 正 案	備 考
<p>第14節 協力及び応援</p> <p>河川管理者である国土交通省山口河川国道事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>(新設)</u></p> <p>(6) <u>(新設)</u></p>	<p>第14節 協力及び応援</p> <p>河川管理者である国土交通省山口河川国道事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>水防管理団体に対する河川に関する情報の提供</u></p> <p>(6) <u>関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）</u></p> <p>&lt;連絡系統図&gt;</p>	<p>平成30年7月豪雨を受けての情報伝達体制の見直し</p>